

★マイナンバーの提供を求められるのはどのようなとき？

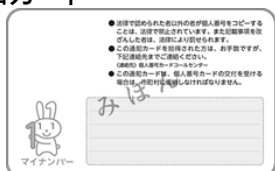
そろそろ皆さんのお手元に市町村からマイナンバーの通知カードが届き始めているかと思います。この通知カードに記載されたマイナンバー（12ケタの個人番号）は、平成28年1月以降は「税」に関する場面での利用が始まります。

今回は、来年以降どのような場面で皆さんのマイナンバーの提供を求められるかをまとめました。意外な場面でも提供を求められるかもしれませんので、事前にご確認いただくと幸いです。

（長掛 栄一）

◎個人番号(マイナンバー)の提供が求められる時に必要なもの

番号通知カード



本人確認書類(運転免許証など)



+

個人番号カード(写真付き)



のいずれか

◎個人番号(マイナンバー)の提供が求められる場面(一例)

提供を求める相手方	対象者	手続	番号を記載する書類など
税務署・市町村の 税務窓口	個人(全般)	税務申告手続 各種届出手続	確定申告書・修正申告書 届出書 など
勤務先	サラリーマンなど 扶養親族分を含む	給与所得の 年末調整	源泉徴収票 年末調整関係書類
法人賃借人	不動産収入のある人	法定調書	不動産の利用料等の支払調書
不動産の買主となっ た法人	法人に不動産を売却し た人	法定調書	不動産等の譲受けの対価の支払調書
報酬支払元の法人	原稿執筆、講演、専門 士業、プロ野球選手等	法定調書	報酬、料金、契約金及び賞金の 支払調書
※株主名簿管理人	株主	法定調書	配当等の支払調書
※金融機関	特定口座開設した人	法定調書	特定口座年間取引報告書など
※金地金等買取業者	金地金等を売却した人	法定調書	金地金等の譲渡の対価の支払調書

※平成31年から義務化

◎まとめ

確定申告以外では関係ないと思われがちな「マイナンバー」ですが、「法定調書」と言われる税務関係書類が多数存在しています。皆さんが上記のような取引を行った場合には、相手先の法人からマイナンバーの提供を求められ、上記のような厳格な本人確認手続きも行われます。

マイナンバーの提供は法律で義務付けられています。法律に基づき提供が必要な場合にはマイナンバーの提供を行わなければなりません。一方で、マイナンバーを不正入手しようとする事例も予想されます。

マイナンバーの提供が必要な場面か疑問に感じた場合には、税理士等に確認するようにしましょう。